

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年6月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100215号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200006号

第1 結論

平成3年4月から平成4年3月までの請求期間及び平成6年4月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年4月から平成4年3月まで
② 平成6年4月から平成7年3月まで

請求期間①については、学生も国民年金に加入することが義務付けられた平成3年4月頃に、A市役所において加入手続きを行い、学生だったので免除の手続を行った。また、請求期間②については、失業した際に免除申請を行い、申請は毎年行くと聞いていたので、欠かさず行っていた。しかしながら、請求期間①及び②が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、自身でA市役所において免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、請求者が請求期間①の大部分及び②において住民登録をしていたA市及び同市を管轄するB年金事務所は、当該期間に係る免除申請関係書類について、保存期間経過のため保管していない旨回答しており、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料免除申請書が受け付けられたことを示す記録は確認できない。

また、オンライン記録により、平成7年7月6日付けで、請求者に対して過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該過年度納付書は、その作成時点で時効となっていない請求期間②に係る保険料の納付書であると考えられることから、当該納付書の作成時点において請求期間②に係る保険料が免除されていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100218号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200009号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月22日から同年11月21日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間にA社が所有する船舶「B」の船医として勤務していたので、請求期間を船員保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る船員手帳の記録によると、訂正請求記録の対象者は、船舶所有者であるA社において、医師として昭和55年10月22日にC国のD港にて雇入れとなり、同年11月21日に同港にて雇止めとなっていることが確認できる上、当時の同僚は、訂正請求記録の対象者は請求期間において、船医として「B」に乗船していた旨陳述していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は、既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて確認できない。

また、請求期間の前後において、A社に係る船員保険又は厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る船員保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

さらに、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿に訂正請求記録の対象者の氏名はなく、請求期間の前後を通じて、被保険者証の番号に欠番はない。

そのほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。